

令和2年4月14日

保護者の皆様へ

かつらぎ町教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うこども園の登園自粛について（お願い）

平素より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本町では、学校並びに公共施設について4月13日より臨時休業としていますが、こども園については開園しているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、県内での感染者数増加や近隣市の状況、大阪府に隣接していることなど、本町においても感染リスクがないとは言い難い状況です。

これらのことから、こども園におきましても、感染症拡大防止という観点から、ご家庭で保育が可能な方については、登園の自粛をお願いいたします。

なお、今回のお願いは、ご家庭での保育が可能な方を対象とするものであり、保護者の就労等によりこども園の利用が必要な方の登園自粛を一律にお願いするものではありません。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※今後の感染拡大の状況等により変更する可能性がありますので、ご了承ください。

記

1. 登園自粛をお願いする期間

令和2年4月15日（水）～令和2年4月26日（日）

2. 登園自粛に伴う保育料の減免申請の提出について

登園自粛にご協力いただける家庭につきましては、各こども園へ連絡のうえ、所定の様式を在籍しているこども園まで提出をお願いします。

3. 保育料の取扱いについて

登園自粛の期間中に、ご協力いただいた場合の保育料は減免（日割計算）により行います。

※登園自粛をお願いする期間は、4月15日からとなっておりますが、学校の臨時休業や公共施設の休館期間が、4月13日から4月26日までとなっていることから、同日期間を日割計算の適用期間とします。

なお、保育料については、減免前の金額で納めていただき、後日還付する予定です。

【問合せ先】 かつらぎ町教育委員会 教育総務課 子育て係

TEL 0736-22-0303